さいたま市告示第１７２２号

さいたま市要介護高齢者居宅改善費補助要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月１２日

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市要介護高齢者居宅改善費補助要綱の一部を改正する告示

さいたま市要介護高齢者居宅改善費補助要綱（平成１３年さいたま市告示第２４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象工事） 第２条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、地域密着型介護老人福祉施設（法第８条第２１項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。）、介護保険施設（法第８条第２４項に規定する介護保険施設をいう。）、特定地域介護保険施設（同項に規定する特定地域介護保険施設をいう。）その他別表に掲げる施設等に入所し、又は入院している高齢者のために行う居宅の改善工事は、補助金の交付の対象としない。ただし、当該高齢者が退所し、又は退院するに当たり居宅の改善工事を行う場合は、この限りでない。	（対象工事） 第２条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、地域密着型介護老人福祉施設（法第８条第２２項に規定する施設をいう。）、介護保険施設（法第８条第２５項に規定する施設をいう。）その他別表に掲げる施設等に入所し、又は入院している高齢者のために行う居宅の改善工事は、補助金の交付の対象としない。ただし、当該高齢者が退所し、又は退院するに当たり居宅の改善工事を行う場合は、この限りでない。

附　則

この告示は、令和９年４月１日から施行する。